

京都市告示第 4 2 3 号

車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4. 1 メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3. 8 メートルを超え 4. 1 メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めます。

平成 2 4 年 3 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定する道路の路線名及び区間

(1) 道路の種類 府 道

路 線 名	区 間
灰方中山線	西京区大枝東新林町二丁目18番地地先から 同区大枝中山町 7 番地の82地先まで
四ノ宮四ツ塚線	山科区竹鼻竹ノ街道町92番地地先から 同区日ノ岡鴨土町43番地の 8 地先まで
中山稻荷線	西京区川島六ノ坪町63番地の 1 地先から 南区久世上久世町162番地の 1 地先まで
	西京区大枝東長町 3 番地の142地先から 同町 3 番地の91地先まで

(2) 道路の種類 市 道

路 線 名	区 間
宇多野吉祥院線	南区吉祥院向田西町 1 番地地先から 同区吉祥院新田式ノ段町78番地の 1 地先まで
外環状線	山科区竹鼻竹ノ街道町24番地地先から 同区東野片下り町32番地の 8 地先まで
久世89号線	南区久世上久世町713番地の 1 地先から 同町355番地地先まで

葛野大路	右京区西院安塚町1番地地先から 同区西京極葛野町38番地地先まで
	右京区西京極東大丸町1番地地先から 同区西京極西池田町54番地地先まで
	右京区西京極北裏町6番地の1地先から 同区西京極東向河原町5番地の3地先まで
洛西1号線	西京区大枝東新林町二丁目300番地の3地先から 同町9番地地先まで
洛西6号線	西京区大枝北福西町二丁目300番地の1地先から 同区大枝東長町2番地の3地先まで

2 指定する期日 平成24年4月1日

### 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

#### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

#### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

#### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

(建設局土木管理部道路明示課)